

生活の一助に 市補助金をご活用ください

市は、市民の皆さんの生活や活動を応援するさまざまな補助事業をご用意しています。その中から一部をご紹介します。補助金の利用方法など、お気軽に市役所各担当課にお尋ねください。

今回掲載する内容は、一部の補助金とその概要です。
採択要件など詳しくは担当課および支所担当室で確認してください。

生活環境改善

飲料水供給施設整備費補助金

飲料水が不足する地域で、水源を整備する方に補助金を交付します。
●対象者 庄原市水道事業計画給水区域および簡易水道計画給水区域内の給水可能区域以外で、生活のための飲料水が不足している方。

導入計画がない場合は、対象事業費の3分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、対象事業費の2分の1以内。補助金上限額は50万円。
●問い合わせ 農業振興課農業振興係 ☎0824・73・1132

家畜飼養施設増改築等支援事業

市内の和牛、乳牛、豚を飼養する畜産農家が、畜舎や堆肥舎の新築・増改築、既存施設の取得を行う場合に、対象経費の3分の1以内で補助します。取り組み内容で上限が異なります。
●問い合わせ 農業振興課畜産振興係 ☎0824・73・1227

地域材活用

地域木材住宅建築普及奨励金

地域木材を使用して住宅を新築または改修する方に奨励金を交付します。

●対象住宅

- ① 一戸建ての木造住宅
 - ② 主要構造部材などに地域材を使用し、その証明書を添付すること
- ※現地調査による確認を実施します。

●奨励金

地域材の使用量・奨励金の額	
2㎡以上5㎡未満	10万円
5㎡以上10㎡未満	20万円
10㎡以上20㎡未満	40万円
20㎡以上	60万円

※地域材の使用量に応じて金額が変更

●補助金 対象経費の2分の1以内で、上限は40万円（共同設置分を除く）。
●問い合わせ 環境政策課環境政策係 ☎0824・72・1398

生活道舗装事業補助金

生活道の改良または舗装に対して補助金を交付します。申請期限は5月末。
●補助金 事業に要する経費と、市が定める工事費用を比較し、いずれか低い額に40%を乗じた額。1カ所当たりの上限額は64万円。

●問い合わせ 建設課管理係 ☎0824・73・1150

生ごみ処理容器等補助金

生ごみ処理容器および生ごみ処理機を購入、設置した方に補助金を交付します。
●補助金 購入費の2分の1以内で、上限は1万6千円

●問い合わせ 環境政策課環境政策係 ☎0824・72・1398

地域ごみ集積所設置補助金

地域が一体となって、新たにごみ集積所を整備する地域に補助金を交付します。
●補助金 対象経費の2分の1以内で、上限は4万円

●問い合わせ 環境政策課リサイクルプラザ係 ☎0824・72・1398

●問い合わせ 林業振興課林業振興係 ☎0824・73・1124

ペレットストーブ等 購入促進補助金

森林資源を有効活用し、環境にやさしいまちづくりを進めるため、ペレットストーブやペレットボイラーを購入する方に補助金を交付します。
●補助金 ペレットストーブおよび薪ストーブは対象経費の3分の1で、上限は12万円。ペレットボイラーは対象経費の3分の1で、上限は50万円。

●問い合わせ 林業振興課木質バイオマス係 ☎0824・73・1130

地域活性化支援

最寄り買い店舗改装支援補助金

最寄りの店舗での買い物やサービスを受けることができることを維持するため、日常生活に必要な商品の販売およびサービスを提供する店舗などの改装費を一部補助します。

●補助金 改装費の2分の1以内で上限50万円
●問い合わせ 商工観光課商工振興係 ☎0824・73・1178

木造住宅耐震改修促進補助金

木造住宅の耐震診断、耐震改修工事に対して補助金を交付します。

●補助金 耐震診断は診断費用の3分の2以内で上限は4万円。耐震改修工事は工事費用の3分の1以内で上限は40万円。
●問い合わせ 都市整備課建築係 ☎0824・73・1151

住宅リフォーム補助金

自宅のリフォームに対して補助金を交付します。
●補助金 リフォーム経費の10分の1以内で、上限は10万円。ただし、同一住宅は1回のみ。
●問い合わせ 都市整備課管理係 ☎0824・73・1172

住宅用太陽光発電システム 設置事業補助金

住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付します。

●補助金 太陽電池モジュール出力1キワットあたり3万5千円で、上限は14万円。
●問い合わせ 環境政策課環境政策係 ☎0824・72・1398

農林施設整備事業補助金

地元受益者が実施する農林施設（農道や林道など）の基盤整備事業に対して補助金を交付します。申請期限は5

まちなか活性化補助金

空き店舗などを改装し、まちなかの活性化とにぎわいの再生を目的としています。対象地区は、各地域の中心となる地域、庄原都市計画区域の用途地域（工業地域を除く）。
① まちなかギャラリー等開設事業
コミュニティホールやギャラリーなどの開設に対して、店舗借上料と改装費の一部を補助します。
●借上料補助 借上料の2分の1以内で、上限は月額4万円。（2年以内）
●改装費補助 改装費の3分の1以内で、上限は240万円。
② 空き店舗等活用創業支援事業・店舗改装支援事業

小売業・一般飲食店などを新たに創業する場合や老朽化した店舗を改装する場合、店舗の改装費と借上料の一部を補助します。（借上料は新たに創業した場合に限る）
●借上料補助 借上料の2分の1以内で、上限は月額4万円。（2年以内）
●改装費補助 改装費の3分の1以内で、上限は50万円。
③ まちなかイベント事業

まちなかを活性化しようとするイベントの事業費を一部補助します。
●事業費補助 対象経費の2分の1以内で、上限は40万円。
●問い合わせ 商工観光課商工振興係 ☎0824・73・1178

農業・畜産業支援

がんばる農業支援事業補助金

「農業所得10%アップ」を実現するための機械施設などの整備に対して、本市で農業経営を行う農業者に補助金を交付します。

●対象事業

- ① 他の補助事業の対象とならない農畜産物生産を行うための機械施設の整備事業。（中古農機具などは、業者の見積もりを添付するものが対象）
- ② 高付加価値化による農畜産物の販売拡大のための開発経費および加工する機械・施設の整備事業
- ③ 家畜自給粗飼料生産にかかわる農機具などの整備事業

●補助金 米の生産に直接必要な機械施設は、補助対象外。対象事業費の3分の1以内で、上限額30万円。
② 認定農業者型

米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。農業経営改善計画に

ポイント

補助金活用の

1 補助金を活用するには、「採択要件」や「申請期限」などを、事前に知っておく必要があります。活用したいと思う補助金があれば、お早めに担当課へお問い合わせください。

2 補助金は、申請・決定前の着手（工事・購入する）は原則認められません。ただし、補助金によっては着手が可能です。詳しくは担当課に確認してください。

3 その経費が補助の対象になっているかを確認し、経費の見積書はできるだけ細かく取りましょう。また、補助金の支払いが完了した後は、立て替え払いが必要になります。

4 書類が足りなかったり指摘事項があったりする場合があるので、申請書類は期限に余裕をもって提出しましょう。期限が過ぎてしまうと原則書類は受理されません。